

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容

—— インシュアテックが保険制度における「信頼」に与える影響 ——

吉澤卓哉

■アブストラクト

保険は、その制度の性質上、信頼（トラスト）の存在を前提とする。そこで予定されている「信頼」とは、「保険者の保険契約者に対する信頼」と「保険契約者の保険者に対する信頼」から成る。けれども、従来の保険制度は、両信頼ともに充足されていないことを前提に構築されてきた。また、保険法学や保険経済学も、そうした状況を前提に研究がなされてきた。

ところが、情報社会の進展によって、保険商品によっては両信頼が充足される状況が生じつつある。こうした状況変化を踏まえると、保険法学においても、保険経済学においても、従来の研究の前提条件が変わるものであるから、新しい研究方法や研究内容が求められていると言えよう。

■キーワード

インシュアテック、情報社会、信頼

1. 保険制度における「信頼」

保険は、その制度の性質上、信頼（トラスト）の存在を前提とする¹⁾。そこで予定されている「信頼」とは、「保険者の保険契約者に対する信頼」と「保険契約者の保険者に対する信頼」から成る。

* 令和元年10月27日の日本保険学会大会（関西大学）報告による。

/ 令和2年2月15日原稿受領。

(1) 保険者の保険契約者に対する信頼

保険は、多数の保険契約者が抱える同種のリスクを保険者が引き受ける経済的な仕組みであり、保険契約者が抱えるリスクを保険者が正しく評価することを前提条件としている。また、保険給付は、保険事故が発生し、かつ、保険事故や発生損害の内容等を被保険者や保険金受取人等が保険者に対して正しく通知・説明することを前提としている。

しかしながら、この前提条件を保障する仕組みは内在しておらず、それゆえに保険者は保険契約者を信頼することができない状況にある。具体的には、第1に、保険契約者は、自身に設定される保険料を低下させんがために、自身が抱えるリスクを保険者に過小評価させようとするインセンティブを持っている。換言すると、保険契約者は、自身に関するリスク情報を、自発的かつ正確に保険者に対して提供するインセンティブを持たないところに問題の根本原因がある。そのため、保険者は、保険契約者によるリスク情報開示に信頼を置くことができないのである。だからこそ、保険者は告知義務違反に対する制裁（契約解除権や保険者免責）を用意して、保険契約者による正しい告知を確保すべく努めることになる。また、保険法においても、同様の規程がデフォルト・ルールとして用意されている（保険法28条、31条2項1号、55条、59条2項1号、84条、88条2項1号）。

第2に、保険契約締結後において、保険契約者が保険給付の不正請求を行

1) 周知のとおり、英法では、保険契約者および保険者に最大善意（utmost good faith）が求められている。英国海上保険法（Marine Insurance Act (MIA) 1906）17条。この最大善意の原則は、海上保険（マリン保険）のみならず、ノンマリン保険にも適用されている。*Pan Atlantic Insurance Co Ltd v Pine Top Insurance Co Ltd* [1995] AC 501, at 518 ; *Manifest Shipping Co Ltd v Uni-Polaris Shipping Co Ltd (The Star Sea)* [2001] UKHL 1 ; [2003] 1 AC 469, at [47]. なお、2015年保険法（The Insurance Act 2015）で同条も改正されたが（最大善意原則違反の効果に関する規定部分の削除）、2015年保険法および2012年消費者保険法（The Consumer Insurance (Disclosure and Representation) Act 2012）の下において最大善意の原則が維持されている（2015年保険法14条）。

う可能性がある。モラル・リスクと呼ばれている問題であり、保険契約締結後も、保険者は保険契約者を簡単には信頼できないのである。そのため、保険者は、報告された事故が真実に存在したのか、当該事故は被保険者や保険金受取人等の故意による事故招致ではないのか、当該事故は保険給付要件に該当するとともに、その他の免責条項に抵触するものではないのか、損害や入通院等は当該事故によって発生したものであるのか、さらに損害保険契約の場合には、保険請求されている金額は妥当なものであるのか、といった観点からの調査・検討を適宜、実施する必要がある²⁾。

(2) 保険契約者の保険者に対する信頼

一方、保険契約者は、特に保険給付の履行に関して、保険者を信頼することができない状況にある。

具体的には、第1に、保険契約者は、保険料の支払と同時に（すなわち、同時履行として）、保険給付（保険金支払）を受ける訳ではない。保険給付は、一般に保険料支払よりも後になされるものである³⁾。

第2に、保険契約締結時において、保険給付がなされるか否かは確定していない（ただし、終身保険では、免責条項に抵触したりしない限り、定額の死亡保険金が給付されることが確定している）。しかも、保険給付がなされるか否かが確定するのは、保険契約締結から随分と時間が経ってからである（特に生命保険契約では長期となる）。

第3に、将来において（保険）事故が発生した際に、果たして保険給付の対象となるか否かが保険契約締結時には一義的に明確ではないことが多い。たとえば、定額保険である死亡保険の被保険者が死亡したとしても、自殺で

2) この分野においてもインシュアテックは大いに活躍する。たとえば、Everledger 社（Everledger Limited. 英国）は、保険会社による保険詐欺防止を支援する。

3) ただし、近時の損害保険契約においては、保険契約締結後に保険料支払期日が設定されることが多いが、保険事故が保険料支払期日前に発生した場合には、保険契約者は保険料を支払うことなく保険給付を受けることができることがある。

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容

あれば一定期間は保険者免責となるので死亡の原因が自殺によるものか否かが問題となり得るし⁴⁾、告知義務に違反して保険契約が締結されていた場合には、当該告知義務違反の事実に基づかずに死亡したか否かが問題となり得る（因果関係特則。保険法59条2項1号但書）。

第4に、保険給付に関して、保険者が誠実に行動することが制度的には保障されていない。保険契約者は、保険給付の可否および内容について、自身では正確な判断ができないことが多いので保険者を信頼せざるを得ないものの、保険者が誠実に行動する（すなわち、適切かつ迅速な保険給付を行う）とは限らないのである（たとえば、2005年～2007年にかけて顕在化した、いわゆる「保険金の支払漏れ（あるいは、保険金の不払）問題」参照）。

2. 情報社会の急速な進展による「信頼」の変容

このように保険は信頼に立脚した制度であるにも関わらず、現実には保険契約者・保険者間における信頼が十分に確立しているとは言い難い状況にある。そのような中、昨今の情報社会の急速な進展をもたらす情報通信技術を保険業で利活用するインシュアテック（InsurTech）⁵⁾によって、保険における信頼のあり方が大きく変容しようとしている⁶⁾。

(1) 保険者の保険契約者に対する信頼

これまで、保険市場では、保険契約者のリスク情報が保険契約者側に偏在

4) 自殺免責期間後の自殺に関しては、最判平成16年3月25日・民集58巻3号753頁参照。

5) インシュアテックの進展状況および保険業界に与える全般的な影響については、Braun and Schreiber (2017)に比較的好くまとめられている。インシュアテック全般に関しては、さしあたりRoland Berger (2017), IAIS (2017), OECD (2017, 2018), Chishti (2018), Capiello (2018), Lee and Deng (2018) chap.11, 井上 (2018), 損保総研 (2019), 吉澤 (2019c), 牛窪 (2019) を参照。

6) 本稿が述べているのは「保険における信頼のあり方の変容」であって、保険者の保険契約者に対する信頼が不要になるとか、保険契約者の保険者に対する信頼が不要になると主張するものではない。

するという「情報の非対称性」(asymmetric information)が存在すると考えられてきた。しかしながら、昨今の情報社会の急速な進展は、保険市場における情報の非対称性のあり方を大きく変容させている。

第1に、保険契約者に偏在していると考えられてきたリスク情報を、保険者が、安価に、容易に、かつ、正確に入手できるようになってきている。たとえば、自動車の運転情報をリアルタイムにクラウドに送信できるようになってきているが(コネクテッドカー)、こうした運転情報が自動車保険の保険者に提供されれば、保険会社は正確なリスク情報を入手することができる。実際にも、損害保険会社は自動車保険の保険契約者に通信型ドライブレコーダーを提供し、被保険自動車の運行情報をリアルタイムに取得している⁷⁾。またたとえば、人保険の被保険者がウェアラブル端末を装着し、身体情報が逐次保険者に送信されるようになれば、保険会社は正確なリスク情報を入手することができる。

第2に、客観的な指標を用いた、すなわち、もともと保険契約者に偏在しないリスク情報を用いた保険商品が開発されつつある。地震の震度や洪水による浸水の水位等を指標として定額の保険金を支払うものであり、インデックス保険などと呼ばれている(次述(2)参照)。こうした保険商品に関しては、リスク情報は保険契約者側に偏在していない(また、保険者側にも偏在していない)。また、定額給付方式であるので、モラル・リスクのうち、事故便乗型のモラル・ハザードは発生しない。そして、モラル・リスクのうち、事故偽装型のモラル・ハザードも、トリガーとなるインデックスは公開されており、かつ、操作することが困難であるので、発生する可能性は極めて低い。そのため、保険者としては保険契約者に対する信頼は基本的には必要としな

7) たとえば、三井住友海上保険・あいおいニッセイ同和損保「～テレマティクス技術を活用した安全運転のサポート～『見守るクルマの保険(ドラレコ型)』の開発について」2018年8月30日ニュースリリース参照。Ref., https://www.ms-ins.com/news/fy2018/pdf/0830_1.pdf, last visited on Feb 14, 2020.

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容
い⁸⁾。

第3に、インシュアテックの活用形態の一つにP2P保険（peer to peer insurance）がある⁹⁾。P2P保険とは、その仕組みの一部または全部が一定の契約者に収支が帰属する保険料プールまたは相互救済制度となっている、保険または類似保険のことである。そして、この保険料プールの部分や相互救済制度部分は、一定の契約者集団によってリスク・シェアリングがなされている。なお、本稿において相互救済制度とは、構成員が抱えるリスクについて、構成員から団体へはリスク移転をせずに、団体構成員相互間で直接に（したがって、リスク引受主体としての保険者の役割を果たす者がいない）、リスクの分担負担を行う経済的仕組みを指すこととする。

P2P保険における保険料プール部分や相互救済制度部分に関しては、もはや保険者の保険契約者に対する信頼は不要である。なぜなら、この部分の収支は保険者（および、P2P保険の仕組みの提供者であるプラットフォーマー）に帰属しないからである（保険者やプラットフォーマーは、保険料プールや相互救済制度の運営等について手数料あるいは管理料を得るだけである）。そのため、この保険料プール部分や相互救済制度部分に関しては、たとえ告知義務違反が行われたとしても、また、給付請求についてモラル・リスクが行われたとしても、収支の良し悪しは、少なくとも保険者やプラットフォーマーの損益には直接は影響しないのである¹⁰⁾。

第4に、P2P保険の多くは、第1レイヤーの保険料プール部分または相互救済制度部分と、第2レイヤーの通常の保険部分から成る。そうした形態のP2P保険の一つであるFriendsurance（ドイツ）は、保険契約者が10人

8) 吉澤(2020) 217-219頁参照。

9) P2P保険については、たとえば損保総研(2015)、同(2019)、吉田(2017)、内田(2018)、牛窪(2018)、大和総研(2018)48-50頁、吉澤(2019a)を参照。

10) 保険料プールや相互救済制度の収支悪化に伴って、契約者集団が脱退したり、保険料プールや相互救済制度が縮小したりして、保険者またはプラットフォーマーの手数料・管理料収入が将来的に減少する可能性があるので、間接的に保険者やプラットフォーマーにも影響が及ぶことはある。

以内でグループを作り（より正確には、もともと存在する社会集団（のうち、付保を希望する者）が保険契約者グループとなるのである）、当該グループの第1レイヤーである保険料プールの収支次第で、当該グループに所属する保険契約者に対する保険料還元額が決まる方式を採用している¹¹⁾。一般に、第1レイヤーの保険成績が良ければ、第2レイヤーの保険成績も良くなる。このことは、保険契約者グループにおける社会的紐帯を利用することによって、第2レイヤーに関して、保険者の保険契約者に対する信頼を補完しているものと言えよう¹²⁾。

Friendsurance のように既存の社会集団ごと保険契約者として取り込む方式では、保険契約者の拡大に自ずと限界がある。そこで、保険契約者グループ内の社会的紐帯を利用する方式ではなく、もっと広い社会における社会的評価を利用する方式が出現するに至った。具体的には、2018年にアントフィナンシャルと信美人寿が中国で共同発売した「相互保」（その後、「相互宝」に名称変更。発音は、いずれも「シャンフバオ）」というP2P保険¹³⁾がこれにあたる。このP2P保険に加入するには、「ゴマスコア」（芝麻信用）が一定の点数以上であることが要件とされている¹⁴⁾。ここで、「ゴマスコア」とは、アリババ（阿里巴巴）のプラットフォームで蓄積されたデータおよび外部提携先（最高裁判所、公安、提携企業）から取得したデータに基づく独自の個人信用格付である¹⁵⁾。もし、「ゴマスコア」には広い意味での信用状況が反映されていると考えることができるとすれば、まさに電子社会におけ

11) Friendsurance については、たとえば損保総研(2015) 145-149頁参照。

12) 森田(2007) 69-70頁は、保証と連帯責任は、一定の社会資本を一般に利用可能な資本に転換するためのメカニズムであると述べているが、本文のようなP2P保険には同様のメカニズムが組み込まれているとも言えよう。

13) 「相互保」（「相互宝」）が中国の保険監督法における保険には該当しないことについて後掲注37参照。

14) 「相互保」（「相互宝」）について片山（2018a）、同（2018b）、同（2019）参照。

15) ゴマスコアについて李（2015）60-61頁参照。

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容

る保険契約者の評判・評価を利用することによって、保険者の保険契約者に対する信頼を補完しているものと言えよう¹⁶⁾。

(2) 保険契約者の保険者に対する信頼

国によって相違は大きいものの、保険者による保険給付の可否および給付額の多寡の判断について、保険契約者は保険者を完全に信用している訳ではない。しかしながら、このような不信を回避する方策が情報社会の急速な進展によって実現可能となってきている。

第1は、定額給付型の損害保険である。従前より、こうした保険商品は存在していた。たとえば、火災保険における臨時費用保険金は、損害保険金の一定割合（たとえば、30%）を保険金支払額とするものである。臨時費用としての現実の損害額を算定するものではない。またたとえば、火災保険における失火見舞費用保険金¹⁷⁾や自動車保険の対人賠償保険における対人臨時費用保険金は、失火による近隣被災者や対人事故の被害者に対する見舞いに充てる費用として定額が支払われる。見舞い等の現実の出費額を算定するものではない。

海外では、こうした付随的な保険金ではなく、損害保険商品の中心的な保険給付において、定額給付型の保険商品が存在している¹⁸⁾。このような保険

16) 評判のメカニズムが電子商取引を推進するが、やがて保証のシステムに移行していくと、より成熟し洗練された市場になると指摘するものとして、ジレット(2007)参照。なお、清水(2018)402頁は、森田(2007)の議論（前掲注12参照）とジレット(2007)の議論との関連性を指摘する。

17) 少額短期保険業社である Mysurance 株式会社は、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の一つである LINE 上で加入できる「贈るほけん地震のおまもり」の引受を2019年3月11日より開始した。この保険商品は、保険契約者が被保険者（≠保険契約者）に地震保険契約を贈るものであり、被保険者の自宅所在地地域で震度6弱以上の地震が観測された場合に1万円の定額保険金が被保険者に支払われる。この保険商品は、ある意味では、事前手配型の見舞費用保険金であると言えよう（この保険商品における被保険者は保険を贈られる者であるので、正確には見舞費用保険ではない）。

18) 肥塚教授は、こうした保険商品の法的性質を、無名保険契約としての「準損

商品は、一般に、インデックス保険 (index insurance or index-base insurance)、パラメトリック保険 (parametric insurance)、イベントベース保険 (event-based insurance) と呼ばれている。たとえば、主に発展途上国において (アフリカ、南アジア、東南アジア)、農業分野のインデックス保険が広く行われてきた¹⁹⁾。これは、保険契約者に被保険利益がある場合に (たとえば、農業経営者は農作物の収穫量について被保険利益を有している)、当該被保険利益と関連性を有する一定の指標 (index. たとえば、降雨量) が一定の値に達すること (あるいは、下回ること) を保険事故として、一定の計算方式によって保険金を算出するものである。

近時は、インシュアテックの活用形態の一つとして、定額給付型の損害保険商品 (インデックス保険) も開発されている。たとえば、ジャンプスタート保険ソリューション社 (Jumpstart Insurance Solutions, Inc. 米国) は、ジャンプスタート (Jumpstart) という名称で定額給付方式の地震保険を提供している²⁰⁾。同社は、保険契約者が居住する地域に一定規模以上の地震が発生した場合には、1万ドルの定額を保険金として支払う保険をサープラスライン (Surplus Line) として販売する保険ブローカーである (保険者はロイズ)。何らかの損害が発生したことの確認は行うが、損害額の確認は行わずに1万ドルの定額を支払う。この1万ドルとは、統計データに基づき、一定規模以上の地震が発生した際に多くの人が必要となる金額だとのことである²¹⁾。

またたとえば、フラッドフラッシュ社 (FloodFlash Ltd. 英国) は、フラッドフラッシュ (FloodFlash) という名称で定額給付方式 (契約締結時に合

害保険契約」と言うべきものとする。肥塚(2018) 56頁参照。

19) 農業分野のインデックス保険については、さしあたり World Bank (2005), World Bank (2011), 福岡(2009) 51-52頁を参照。

20) Ref., <https://www.jumpstartrecovery.com>, last visited on Feb 14, 2020. なお、ジャンプスタートを始めとする近時のインデックス保険の概況について濱田(2019)参照。

21) Ref., <https://www.jumpstartrecovery.com/faq>, last visited on Feb 14, 2020.

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容

意した金額の定額給付)の洪水保険を提供している²²⁾。すなわち、予め保険の目的物たる建物に水位計を設置しておき、約定した水位を超えた場合には(当該情報は保険者に送信される)、保険者は被保険者に水害に遭ったことを確認のうえ、具体的な損害額の算定は行わずに予め約定した保険金を定額で支払う²³⁾。

以上のような定額給付型の損害保険商品は、被保険利益に対する損害発生 の認定や損害額の算定について、保険会社の裁量が入り込む余地が極めて小さい。そのため、保険契約者の保険者に対する信頼を得やすいのである²⁴⁾。

第2は、スマート・コントラクト(契約の自動執行システム)である。スマート・コントラクトとは、契約の自動執行システム、または、契約履行が自動化された(通常は、コンピューターで自動化された)契約のことである²⁵⁾。スマート・コントラクトを用いた保険金支払では、その一連の作業がコンピュータ・プロトコルで自動的に執行されるので、保険者の恣意が介在する余地が極めて小さく、保険契約者の保険者に対する不信を払拭できる、あるいは、大きく低減させることができる可能性がある。なお、この保険金の自動支払システムは、上述のインデックス保険と相性が良い。被保険利益に対する損害発生の確認や損害額の算定を要しないからである²⁶⁾。スマート・コントラクトのプラットフォーマーとしては、たとえば、モナックス社(Monax Industries, Ltd. 英国)がある²⁷⁾。

海外では、航空機遅延保険(flight delay insurance)の保険金支払に関し

22) Ref., <https://floodflash.co>, last visited on Feb 14, 2020.

23) Ref., <https://floodflash.co/faq>, last visited on Feb 14, 2020.

24) 服部(2018)1頁参照。なお、定額給付型の損害保険商品には、「損害額のみなし算定」を行うものと、「損害のみなし発生」および「損害額のみなし算定」を行うものがあることについて吉澤(2020)189-213頁参照。

25) Ref., Raskin(2017), p.306.

26) さらに言えば、インターネットで取得可能な情報でトリガーの成否が判断できるインデックス保険であれば、なおさら相性が良い。内田(2018)66-67頁参照。

27) Ref., <https://monax.io>, last visited on Feb 14, 2020.

て、既に自動執行システムが導入されている。すなわち、世界の旅客機の運航情報を保険会社が逐次入手し、もし被保険者が搭乗予定の便について保険事故要件に該当する航空機遅延が発生した場合には、被保険者からの保険金請求を待たずに、定額保険金支払の自動執行を現実に行っている。たとえば、チャブ保険会社（Chubb European Group. 英国）は、スイス再保険およびフライトスタッツ社（FlightStats, Inc. 米国。2001年創業）と提携のうえ、フライトトラッカー・ソフトウェアである App in the Air の英国ユーザー向けに、2017年より保険金の自動支払を実施している²⁸⁾。また、アクサ保険会社（AXA. フランス）も fizzy という保険商品名で同年より実施している（ただし、現在はテスト段階であり、パリのシャルル・ド・ゴール空港と米国間の直行便のみが対象である）²⁹⁾。

医療保険分野では、メットライフ・アジア（MetLife Asia）のシンガポールのイノベーション・センター（Lumen Lab）は、医療データベースと連携して、妊娠糖尿病に関する保険金支払の自動執行を開始した（規制のサンドボックスとして実施されている。実験期間は、2018年6月～2019年5月）³⁰⁾。

第3は、P2P 保険における保険料プール部分や相互救済制度部分である。P2P 保険では、その仕組みの一部または全部が、一定の保険契約者らに収支が帰属する保険料プールまたは相互救済制度となっている（前述(1)参照）。換言すると、保険料プール部分や相互救済制度部分は、保険者に収支が帰属しないため、保険契約者と保険者とは利益相反状態とはならない。通常の保険契約では、一般に、保険金を多く支払えば支払うほど保険契約者は得をする（あるいは、損益状況が改善する。ただし、損害保険契約では利得禁止原

28) Ref., <http://news.chubb.com/2017-09-08-Chubb-and-App-in-the-Air-launch-fully-automated-and-real-time-Flight-Delay-Insurance-in-partnership-with-Swiss-Re-and-FlightStats>, last visited on Feb 14, 2020.

29) Ref., <https://www.axa.com/en/newsroom/news/axa-goes-blockchain-with-fizzy>, last visited on Feb 14, 2020.

30) Ref., <http://lumenlab.sg/2018/08/24/vitanasg-launch>, last visited on Feb 14, 2020. 損保総研(2019) 253頁参照。

則が働くため、被保険者に発生した損害額が限度となる)一方で、保険者は保険給付によって利益が減少したり損失が拡大したりするのと対照的である。このように、P2P 保険における保険料プール部分や相互救済制度部分に関しては、その収支について保険者は基本的には無関心であるがため、保険者による損害査定や保険給付に対する保険契約者の信頼は高まることになる(いわゆる「保険金の支払渋り」といった懸念は解消する。ただし、その一方で、保険者による「保険金の大盤振る舞い」の危惧が生じ得る)。

第4は、保険給付手続への保険契約者の参加、あるいは、保険契約者主導の保険給付手続である。たとえば、保険給付手続を完全に保険契約者に委ねる訳ではないが、保険会社が従来行ってきた保険給付手続に、保険契約者を従来以上に参加させる仕組み(保険契約者中心の保険給付手続)を提供するプラットフォームが登場している。

たとえば、ライトインデム(RightIndem)というブランドでサービスを行うライトインデム社(Rightindem Limited. 英国)がそうである³¹⁾。保険契約者を保険給付手続に参加させることによって、保険金支払に関する保険契約者の保険者に対する信頼を少しでも高めようとするものである。またたとえば、中国の信美人寿相互保険社がアリババ会員向けに販売している「子ども重大疾病保障プラン」がそうである。保険契約者は、保険会社による保険金不払の判断に納得しない場合に、再審査制度を利用することができる。この再審査を行う委員としては、社外の医師や有識者ではなくて、当該保険契約プランの加入者の中から立候補し、試験に合格した者が採用されている。しかも、再審査の内容は公開されているとのことである³²⁾。

さらに、一部のP2P 保険においては、仕組み全体を相互救済制度とした

31) ライトインデム社は、自社の提供する仕組みを digital and self-service claims platform と呼んでいる。Ref., <https://rightindem.com>, last visited on Feb 14, 2020.

32) 片山(2018b) 4頁参照。

うえで（筆者は、「相互救済制度型の P2P 保険」と呼んでいる³³⁾）、事故発生時の給付審査や給付手続を保険者やプラットフォーマーが行うのではなく、契約者集団自身が行っている。たとえば、米国の Teambrella Inc. が運営する Teambrella がこれに当たる³⁴⁾。そこでは、一定の社会集団（典型的には、ソーシャル・ネットワークで繋がっている社会集団）に所属する者の全部または一部が、P2P 保険に加入して、P2P 保険内部に設定される契約者集団を構成する。この P2P 保険内部の契約者集団単位で、当該契約者集団自身が、一般の保険商品に関して保険者が行っている役割、すなわち、商品開発（約款作成、料率の設定等）、契約募集、引受、契約管理、事故受付、給付審査³⁵⁾、給付手続を行い、当該契約者集団の収支をも管理する。こうした仕組みでは、P2P 保険の提供者（プラットフォーマー）は、引受に関しても、給付に関しても、一切関与しない（あるいは、全く決定権を持たない）ので、プラットフォーマーの恣意が介入する余地は全くない。そのため、こうした P2P 保険では、給付を始めとする制度運営全般に関して、保険契約者の保険者（正確には、P2P 保険の提供者であるプラットフォーマー）に対する信頼は必要ないのである（契約者集団が指示した内容が確実に実行されることに関する、保険者あるいはプラットフォーマーに対する信頼のみが必要となる。実際には、ブロックチェーン技術を用いて実行されるので、ブロックチェーン技術に対する信頼が求められている）。

3. 保険法学・保険経済学の新たな方向性

以上のとおり、保険制度は、「保険者の保険契約者に対する信頼」と「保険契約者の保険者に対する信頼」を基礎とする。けれども、両信頼とも所与

33) 吉澤(2019a) 84-87頁参照。また、2018年にアントフィナンシャルと信美人寿が中国で共同発売した当初の「相互保」（その後、「相互宝」に名称変更する前のもの。前掲注14参照）も、相互救済制度型の P2P 保険の一種だと言えよう。

34) 吉澤(2019a) 85-87頁参照。

35) 「相互宝」においても、保険請求に対する加入者による審査が組み込まれているようである。片山(2018b) 5 頁参照。

のものではなく、「保険者の保険契約者に対する信頼」に関しては、保険契約者が保険者を騙そうとする可能性が常在している。また、「保険契約者による保険者に対する信頼」に関しては、保険者が保険契約者の信頼を裏切る可能性を否定できない。そのため、このような利害状況が経済分析の対象になるとともに、両方の信頼に関して、信頼を損なう事態の発生を防止したり減少したりするための工夫が実務で行われてきたし（告知義務制度、一部保険、免責金額等）、また、法的な検討も行われ、法解釈や立法に結び付いてきた（前述1）。

しかしながら、昨今の情報社会の急速な進展によって、必ずしも従前のような「保険者の保険契約者に対する信頼」や「保険契約者の保険者に対する信頼」を基礎としない保険制度が出現しつつある（前述2）。そのような保険制度に関しては、従来の保険法学や保険経済学の前提条件が崩れるものであり、新たな保険法学や保険経済学の構築が必要となっている。すなわち、学界としては、従前のような「保険者の保険契約者に対する信頼」や「保険契約者の保険者に対する信頼」（より正確には、それらに関する不信）を基礎としない新しい保険制度に関して、それに適合する新しい保険法学や新しい保険経済学を提示することが求められていると言えよう³⁶⁾。

(1) 保険法学

保険法学に関しては、インシュアテックの進展を推進するには、たとえば次のような論点を解決しなければならないであろう。

第1に、保険料プールまたは相互救済制度のみのP2P保険（すなわち、一般的な保険部分が存在しないP2P保険）は、保険者に相当する者が存在しないので、保険業法や保険法の適用を受けない可能性が高い。換言すると、現行の保険業法や保険法は、この古くて新しいリスクの分散負担制度に対応できていないと言えよう³⁷⁾。

36) 情報社会の急速な進展が保険に与える影響を鳥瞰したうえで法的問題点を概括的に指摘するものとして、肥塚(2018)、同(2019)参照。

37) 吉澤(2019a)、同(2019b)参照。

また、保険業法や保険法は保険料前払方式による保険料ファンドの形成を前提としているが、保険料について完全な賦課方式（事後拠出制）を採用している場合には保険料ファンドが形成されないので、両法の適用を受けない可能性が高い³⁸⁾。

さらに、保険料相当額として徴収するものが金銭ではなくて仮想通貨（暗号資産）³⁹⁾である場合には、「保険料」という金銭の授受を保険業法や保険法は前提としているので、両法の適用を受けない可能性が高い⁴⁰⁾。

第 2 に、保険会社は、顧客から告知を受ける以前に、既に当該顧客に関する相当量のリスク情報を保有している状況が間もなく到来しようとしている（前述 2 (1) 参照）。端的に言えば、保険契約者が自身に関するリスク情報を把握し、認識しているのではなく、むしろ、保険者側が、保険契約者と同等以上に、個々の保険契約者のリスク情報を把握し、認識している状況が生じ

なお、中国においては、相互救済制度部分と保険部分から成る P2P 保険である「相互宝」（前掲注 14 参照）は、保険監督法上の保険ではないとされているようである。片山(2018b) 5-6 頁参照。

38) 吉澤(2019a), 同(2019b) 参照。

なお、2019年7月には、保険分野における規制のサンドボックス（新技術等実証制度）の第1号として、株式会社 justInCase（少額短期保険業者）の賦課方式（完全事後拠出制）が認定されている。Ref., <https://justincase.jp/news/20190806p2p-insurance-sandbox>, last visited on Feb 14, 2020. そして、2020年1月より「わりかん保険」として販売が開始されたが、これは、賦課方式に基づく相互救済制度部分と一般的な保険部分とから成る P2P 保険である。そして、毎月の賦課で支払われる保険料によって、相互救済制度部分については保険者の立替払額が精算され、一般的な保険部分については保険料ファンドが形成されていくことになる。

39) 2018年の G20（Group of Twenty）のサミット首脳宣言において、「仮想通貨」（Virtual Currency）から「暗号資産」（Crypto Asset）に呼称が変更された。これを受けて、日本においても資金決済法および金融商品取引法が改正され、同様の呼称変更が行われた（「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」令和元年5月31日成立。令和元年法律28号）。

40) 吉澤(2019a), 同(2019b) 参照。

つつある。そのような状況を前提とすると、現行の保険募集規制や保険法の規律が適合的ではない可能性がある。

たとえば、保険法における告知義務に関する規律を例にすると、たとえ保険者が保険募集以前に当該顧客に関するリスク情報を入手していたとしても、そのことだけでは告知義務に関する規律の対象とならない可能性が高い。そのため、保険会社が保険募集以前に取得したリスク情報を告知義務に関する規律（保険法4条、28条、37条、55条、66条、84条）や危険増加に関する規律（保険法29条、56条、85条）の対象となるようにするには、当該リスク情報を保険契約者に提示したうえで、保険契約者から当該リスク情報について告知を受ける必要があるかと思われる。そうであるとする、保険会社としては、あるリスク情報を告知義務や危険増加に関する規律の対象とするために、保険契約締結前に収集した膨大な量のリスク情報を保険契約者に一旦、提示することになるだろうが、提示方法次第では現実的でないかもしれない⁴¹⁾。

第3に、損害保険契約の保険金支払において、被保険者に損害が実際に発生したことの確認、および、当該損害額の確認が不可欠であるとの立場をとると、インデックス保険や保険金支払の自動執行（スマート・コントラクト）を推進していくこと（前述2(2)参照）の大きな障碍となる可能性がある。もちろん、インシュアテック推進のためだけに法解釈を変更することは本末転倒であろうが、社会的要請（たとえば、大規模災害時における被災者の当座の費用等を賄うための迅速な保険金支払）に応えるためであれば検討する価値があるだろう⁴²⁾。

これらの論点以外にも、インシュアテックの社会実装を推進していくうえでは様々な法的論点が存在するし（たとえば、スマート・コントラクト、人工知能（AI：artificial intelligence）、ロボ・アドバイザー、マイクロ・インシュアランスに関する法的論点）、また、インシュアテックの進展に伴って新たな法的論点が発生することになる。学界としては、こうした論点（たとえ

41) 詳細については吉澤(2019c)参照。

42) 吉澤(2020)参照。

ば、保険契約法、保険監督法、個人情報保護法、消費者保護法に関する論点)について素早く検討を行い、一定の解決策を示していくべきであろう⁴³⁾。

特に日本では、保険規制が非常に重厚である(それだけ、保険業法の目的である保険会社の健全性と保険契約者の保護が図られているとも言える)。こうした重厚な保険規制は、多かれ少なかれ、日本におけるインシュアテック発展の阻害要因となることは間違いない。また、同時に、海外の保険会社やインシュアテック企業が日本市場に参入する場合の参入障壁ともなるであろう。障害となる主な保険規制としては、免許制(特に、保険業の定義)、商品規制、保険募集規制が考えられる。

インシュアテックを実施していくにあたっては、事業者は、実に多様かつ多数の規制障壁に突き当たる。けれども、通常は、現行規制に適合するように仕組み作りを行うので、規制が障壁となっていることが顕在化することは僅少である。そして、厳選された規制のみが、保険会社やインシュアテック企業の要望事項として顕在化する。顕在化した障壁は、法令や監督指針の改正につながるかもしれないし、その前段階として、規制のサンドボックスを用いて、例外的な臨時措置が採用されるかもしれない⁴⁴⁾。このような対応がなされなければ、顕在化した障壁であっても、事業化が阻まれることになる。

一方、顕在化しなかった障壁にも、重大な課題があるかもしれない。事業者が工夫して規制に適合させたため問題として顕在化しなかったものの、適合のためのコスト等と当該規制の意義を比較衡量すると、規制の廃止・改正が検討されてしかるべきものが存在するかもしれない。しかしながら、いかんせん顕在化しないので、なかなか当該規制が廃止・改正されないという潜在的な問題がある。このような潜在的な課題は、公には、金融審議会の金融

43) インシュアテック全般の法的論点について、Naylor(2017) pp.263-279、吉田(2017)、肥塚(2018)、同(2019)、増島(2018)参照。ロボ・アドバイスについて、OECD(2017) pp.23-25、OECD(2018) pp.65-66、尾崎(2019) 164-166頁、168-172頁参照。

44) 前掲注38(justInCase社の事例)参照。

情報社会の急速な進展による保険制度における「信頼」の変容

制度スタディ・グループ等で拾われていくだろうが、必ずしも万全ではないであろうから、保険実務や学界としても声を上げるべきだろう。

なお、当然のことながら、インシュアテックの進展には負の側面もある筈だから、学界としてはそうした法的論点も丁寧に拾っていくことが求められているだろう。

(2) 保険経済学

保険経済学に関しては、たとえば、次のような論点を解決しなければならないであろう。

第1に、P2P保険（前述2(2)参照。特に、保険者に相当する者のいない相互救済制度型のP2P保険）において、P2P保険加入後に、契約者がどのように行動するかを分析することが必要であろう。契約者はP2P保険内部の一定の社会集団（ソーシャル・ネットワーク）に所属しており（あるいは、一定の社会集団に所属している者が集団でP2P保険に加入しており）、かつ、P2P保険内部の当該集団の収支が、当該契約者集団に返還される保険料等に反映される。そのため、一般的な保険に加入している場合に比して、事故発生防止の努力を行う傾向があり、また、少額の損害額であれば保険金請求を差し控える傾向がある、さらに、モラル・リスクを差し控える傾向がある、と言われている。こうした効果が本当に存在するのか否かについて、実証分析を行う必要があるとともに、理論的な経済分析も必要であろう⁴⁵⁾。

45) なお、マイクロ・クレジットに関しては、このような経済分析が既に行われている。すなわち、理論研究としては、連帯責任（group liability）制度を採用することによって、①逆選択、②事前のモラル・ハザード、③モニタリング（デフォルト時に債務者が返済能力について真実を語ることを確保する）、④自発的なデフォルトや事後的なモラル・ハザードの観点から返済率が向上するとの分析（*Ref.*, Ghatak and Guinnane (1999)）が多い。たとえば、①について Ghatak (1999, 2000), N'Guessan and Laffont (2000), Sadoulet (2000)、②について Stiglitz (1990), Laffont and Rey (2000)、④について Belsley and Coate (1995) 参照。その一方で、こうした結論に疑義も呈されている。たとえば、Besley and Coate (1995), Sadoulet (2000), Rai and Sjostrom (2004) 参照。また、実証研究においても、連帯責任と個人責任とで返済率に相違が見られないとの

第 2 に、保険制度は情報が偏在する典型的な市場であるとして経済分析の対象とされてきたが、そこで言う「情報の偏在」とは、リスク情報が保険契約者側に偏在しているという状況である。けれども、インシュアテックの進展によって、むしろ保険者側にリスク情報が偏在する状況が生まれつつある⁴⁶⁾(前述 2 (1) 参照。「逆転した情報の非対称性」(reverse asymmetric information) とでも呼ぶことができるかもしれない⁴⁷⁾)。したがって、そのような状況下における経済分析が求められている⁴⁸⁾。

これらの論点以外にも、様々な論点が既に存在するし、また、今後も発生していくことになる。インシュアテックの社会実装に伴って、従来の保険経済学が前提としてきた事実や制度等が大きく変容する可能性があるからである。学界としては、これまでの保険経済学の再検討が迫られつつあると言えるかもしれない^(*)。

(筆者は京都産業大学法学部教授)

参考文献

- 石坂元一 (2019) 「情報環境の進展と保険事業への影響—情報の非対称性による問題を中心に—」生命保険論集208号 (別冊)
井上俊剛 (2018) 「Fintech 革命が保険監督, 保険業界に与える影響」保険学雑誌

報告がなされている。たとえば, Karlan and Giné(2009) 参照。

ただし, マイクロ・クレジットにおける状況や制度等と, P2P 保険における状況や制度等とは異なるので, その効果(前者であれば返済率, 後者であれば事故率あるいは損害率)も異なる可能性がある。

46) *Ref.*, Naylor(2017) p.272.

47) 吉澤(2019c) 130頁参照。

48) そのような状況下での経済分析が Strauss and Hollis(2008) で示唆されている。

なお, インシュアテックの進展によって情報の非対称性が縮小していく事態に関する経済分析として石坂(2019) 25-27頁参照。また, 保険会社によるリスク情報収集コストが増大した場合の経済分析として諏澤(2018)を参照。

*) なお, 本研究にあたっては, 京都産業大学・学外研究員制度を利用した。

640号

- 牛窪賢一（2018）「インシュアテックの進展—P2P 保険の事例を中心に—」 損保総研レポート124号
- 牛窪賢一（2019）「インシュアテックにおける新たなビジネスモデル—ブロックチェーンを利用した補償等の展開と課題—」 損保総研レポート128号
- 内田真穂（2018）「保険事業におけるブロックチェーン技術の活用～発展の方向性と課題～」 損保ジャパン日本興亜総研レポート72号
- 尾崎悠一（2019）「情報環境の進展と法的対応—助言・仲介をめぐる議論の検討」 生命保険論集208号（別冊）
- 片山ゆき（2018a）「加入者が1日100万人？アリババ会員向け重大疾病保障とは？」 基礎研レター（ニッセイ基礎研究所）2018年11月12日号
- 片山ゆき（2018b）「中国大手プラットフォーム BATJ による保険分野への進出」 基礎研レター（ニッセイ基礎研究所）2018年12月18日号
- 片山ゆき（2019）「アリババが医療保障を変える？一次なる「相互宝」の投入」 基礎研レター（ニッセイ基礎研究所）2019年5月20日号
- 肥塚肇雄（2018）「新しい技術と保険法の課題」 ジュリスト1522号
- 肥塚肇雄（2019）「データ駆動型社会におけるリスクの変容と保険契約の課題」 生命保険論集206号
- 清水真希子（2018）「ソフトロー—民事法のパースペクティブ(2)—」 阪大法学68巻2号
- ジレット, クレイトン・P（2007）「電子的商取引における評判と仲介者」 ソフトロー研究10号
- 諏澤吉彦（2018）「Insurtech によるリスク評価の精緻化と保険選択への影響」 損害保険研究80巻3号
- 損害保険事業総合研究所（2015）『諸外国の保険業におけるインターネットやモバイル端末の活用状況について』 損害保険事業総合研究所
- 損害保険事業総合研究所（2019）『諸外国におけるインシュアテックの動向』 損害保険事業総合研究所
- 大和総研（2018）『FinTech と金融の未来 10年後に勝ちのある金融ビジネスとは何か？』 日経 BP 社
- 服部和哉（2018）『「Society 5.0」 とパラメトリック保険が拓く巨大災害の「リスク移転」』 AIG 総研インサイト1号 <http://www-510.aig.co.jp/about-us/institute/insight/01.html>, last visited on April 22, 2019
- 濱田和博（2019）「パラメトリック保険の現状と課題」 損保総研レポート129号
- 福岡藤乃（2009）「マイクロインシュアランスについて」 あいおい基礎研 REVIEW 6号
- 増島雅和（2018）「インシュアテックの潮流と変革されるべき規制・実務慣行」 金

融財政事情2018年 6月18日号

- 森田果 (2007) 「保証—私的秩序と法制度が出会う場所」ソフトロー研究10号
- 吉澤卓哉 (2019a) 「P2P 保険の「保険」該当性」保険学雑誌644号
- 吉澤卓哉 (2019b) 「P2P 保険が業界に与え得る影響について—契約者主導のオンライン相互救済制度の行方—上・下」保険毎日新聞2019年 4月25日号, 同年 4月26日号
- 吉澤卓哉 (2019c) 「インシュアテックと保険法—保険会社による特定個人に関するリスク情報の大量収集が告知義務規整等に与える影響—」産大法学53巻 2号
- 吉澤卓哉 (2020) 「インデックス保険の「保険」該当性—一定額給付型の損害保険契約—」産大法学53巻 3・4号
- 吉田和央 (2017) 「InsurTech (インシュアテック) の本質と法的諸問題についての試論—保険版 FinTech の可能性—」金融法務事情2061号
- 李智慧 (2015) 「中国ネット事業者による金融革新—アリババ, テンセントの戦略と日本企業への示唆」知的資産創造2015年11月号
- Besley, T. J. and S. Coate (1995) Group Lending, Repayment Incentives and Social Collateral, *Journal of Development Economics* 46(1)
- Braun, Alexander and Florian Schreiber (2017) *The Current InsurTech Landscape: Business Models and Disruptive Potential*, University of St. Gallen, available at https://www.ivw.unisg.ch/~media/internet/content/dateien/instituteundcenters/ivw/studien/ab-insurtech_2017.pdf, last visited on Feb 14, 2020
- Cappiello, Antonella (2018) *Technology and the Insurance Industry*, palgrave macmillan, Switzerland
- Chishti, Susanne *et al.* ed. (2018) *The InsurTech Book, The Insurance Technology Handbook for Investors, Entrepreneurs and FinTech Visionaries*, John Wiley & Sons, UK
- Ghatak, M. (1999) Group lending, local information and peer selection." *Journal of Development Economics* 60(1)
- Ghatak, M. (2000) Screening by the Company You Keep : Joint Liability Lending and the Peer Selection Effect, *Economic Journal* 110(465)
- Ghatak, M. and T. Guinnane (1999) The Economics of Lending with Joint Liability : A Review of Theory and Practice, *Journal of Development Economics* 60 nl (October 1999)
- IAIS (International Association of Insurance Supervisors) (2017) *FinTech Developments in the Insurance Industry*, available at <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/other-supervisory-papers-and-reports##>, last visited on Feb 14, 2020
- Karlan, Dean and Xavier Giné (2009) Group versus Individual Liability : Long Term

- Evidence from Philippine Microcredit Lending Groups, Economics Department Working Paper No.61, Yale University, available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1407614, last visited on Feb 14, 2020
- Laffont, J. J. and P. Rey (2000) Collusion and Group Lending with Moral Hazard, Working Paper
- Lee, David and Robert Deng ed. (2018) *Handbook of Blockchain, Digital Finance, and Inclusion, Volume 1, Cryptocurrency, Fintech, InsurTech, and Regulation*, Academic Press, UK
- Naylor, Michael (2017) *Insurance Transformed, Technological Disruption*, palgrave macmillan
- N'Guessan, T. and J. J. Laffont (2000) Group Lending with Adverse Selection, *European Economic Review* 44
- OECD (2017) *Technology and innovation in the insurance sector*, OECD, available at <https://www.oecd.org/pensions/Technology-and-innovation-in-the-insurance-sector.pdf>, last visited on Feb 14, 2020
- OECD (2018) *Financial markets, insurance and pensions: Digitalisation and Finance*, OECD, available at <https://www.oecd.org/finance/private-pensions/Financial-markets-insurance-pensions-digitalisation-and-finance.pdf>, last visited on Feb 14, 2020
- Rai, A. and T. Sjöström (2004) Is Grameen Lending Efficient? Repayment Incentives and Insurance in Village Economies, *Review of Economic Studies* 71 (1)
- Raskin, Max (2017) The Law and Legality of Smart Contracts, 1 *GEO. L. TECH. REV.* 305 (2017), available at <https://georgetownlawtechreview.org/wp-content/uploads/2017/05/Raskin-1-GEO-L-TECH-REV-305.pdf>, last visited on Feb 14, 2020
- Roland Berger (2017) *Copy them? Work with them? Or buy them? InsurTechs and the digitization of insurance*, available at <https://www.rolandberger.com/en/Publications/InsurTechs-and-the-digitization-of-insurance.html>, last visited on Feb 14, 2020
- Sadoulet, L. (2000) The Role of Mutual Insurance in Group Lending, ECARES/Free Univ of Brussels
- Stiglitz, J. (1990) Peer Monitoring and Credit Markets, *World Bank Economic Review* 4 (3)
- Strauss, Jason and Aidan Hollis (2008) Insurance Markets When Firms Are Asymmetrically Informed : A Note, available at <https://pdfs.semanticscholar.org/663f/41565a9ea29bc199d4a24940f19248661a76>.

pdf?_ga=2.224981210.1975936733.1581679997-1321099579.1581679997, last visited on Feb 14, 2020

World Bank (2005) *Managing Agricultural Production Risk : Innovations in Developing Countries*, World Bank, available at http://siteresources.worldbank.org/INTARD/Resources/Managing_Ag_Risk_FINAL.pdf, last visited on Feb 14, 2020

World Bank (2011) *Weather Index Insurance for Agriculture: Guidance for Development Practitioners*, World Bank, available at <http://documents.worldbank.org/curated/en/590721468155130451/pdf/662740NWPOBox30or0Ag020110final0web.pdf>, last visited on Feb 14, 2020